

活用しよう!

生活を支え、財産を守るための

成年後見制度

成年後見制度って、なに?

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりする
任意後見制度と、判断能力が衰えてから利用する法定後見制度に分けられます。

ることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。将来の判断能力が衰えた時に備える

判断能力が不十分になってから

法定後見制度

本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長の申立てなどによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。

また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。

本人の判断能力の程度に応じて3つの類型に分かれます

後見
ほとんど判断能力がない方

保佐
判断能力が著しく不十分な方

補助
判断能力が不十分な方

成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の権限

成年後見人
・成年後見人が同意又は取り消すことができる行為
⇒原則としてすべての法律行為^{*1}
・成年後見人が代理することができる行為
⇒原則としてすべての法律行為^{*2}

保佐人
・保佐人が同意又は取り消すことができる行為
⇒借金、相続の承認など、民法13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為^{*1}
・保佐人が代理することができる行為
⇒申立てにより裁判所が定める行為^{*2}

補助人
・補助人が同意又は取り消すことができる行為
⇒申立てにより裁判所が定める行為^{*1*}
・補助人が代理することができる行為
⇒申立てにより裁判所が定める行為^{*2}

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。
※2 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
※3 民法13条第1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。
※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

どんな人が成年後見人等になるの?



判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人(親族や専門職など)を自分で決め、支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。

実際に本人の判断能力が不十分になったときは、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督のもとで任意後見人が支援を行う制度です。

任意後見人へ委任できること

「財産管理に関する法律行為」

- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

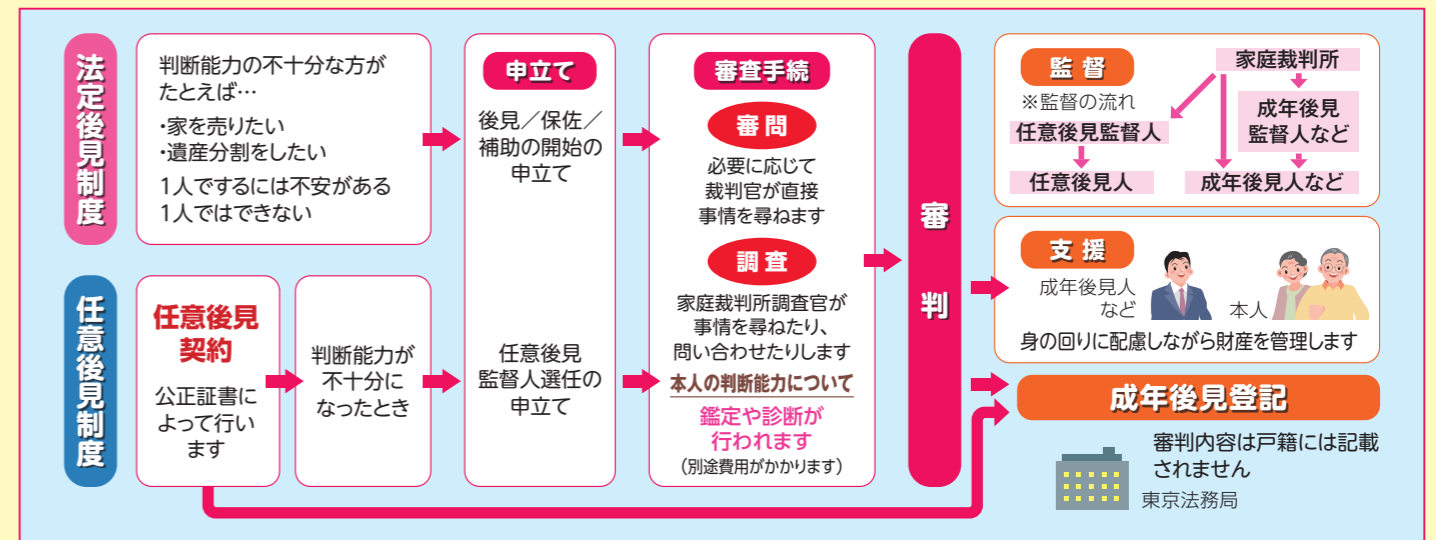
「身上保護に関する事務」

- 介護サービスの契約締結
- 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※任意後見契約で定めた範囲内で代理することはできますが、本人が締結した契約を取り消すことはできません。

申立て手続きの流れ



成年後見制度に関する問い合わせ先

- まずは各市町村の相談担当窓口、中核機関、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。
- 申立等、手続きや必要書類については家庭裁判所へ

		管轄区域	
千葉家庭裁判所		千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043(333)5321
//	市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047(336)3003
//	佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043(484)1243
//	一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475(42)3531
//	松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市	047(313)0153
//	木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市	0438(22)3775
//	館山支部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470(22)2273
//	八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479(72)1305
//	佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478(52)3040

- 成年後見人等を専門職に依頼することを検討している場合や、手続支援の相談は各専門職団体の相談窓口へ

千葉県弁護士会(高齢者・障がい者支援センター)	043(227)8431(代表)
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043(301)7831(代表)
一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとあ千葉」	043(238)2866(代表)
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 千葉県支部	043(221)4192
千葉県税理士会 成年後見支援センター	043(242)6323
一般社団法人社労士成年後見センター千葉	043(307)5830

- 任意後見契約について

千葉公証役場 043(224)1408

- 成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1360

